

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	19	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15の4 (9の5)	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (準用) 第十五条の四 第九条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第九条の五から第九条の七までの規定は産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、第九条の四中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第九条の五第一項中「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第二項及び第九条の六第二項中「第八条の二第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と読み替えるものとする。 (一般廃棄物処理施設の譲受け等) 第九条の五 第八条第一項の許可を受けた者(第三項、次条第一項及び第九条の七において「許可施設設置者」という。)から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 第八条の二第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、前項の許可について準用する。 3 第一項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。 (許可の基準等) 第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (一、二 略) 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 (産業廃棄物処理業) 第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二及び第十五条の四の三第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 (2～4 略)					

			資料番号	19	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	15の4 (9の5)	許認可等の内容	産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可	
<p>5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者</p> <p>ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）</p> <p>ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準） 第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>二 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>						